

大津市企業局請負工事中間検査実施要領

(令和4年3月31日改正)

大津市企業局

大津市企業局請負工事中間検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大津市企業局工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）第3条第3号に規定する中間検査の実施について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 中間検査は、公共工事の施行の節目において実施し、工事中の施行状況の確認を行い、もって工事の適正かつ能率的な施行を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

(検査対象)

第3条 中間検査の対象工事は、次のとおりとする。

- (1) 完工検査時に出来形、品質等の確認ができない工事であって、工事主管課長及び工事監理課長が必要と認める工事
- (2) 大津市工事請負契約書（大津市契約規則様式第14号）第33条第1項により、工事目的物の全部又は一部を使用（以下「部分使用」という。）する工事であって、工事主管課長及び工事監理課長が必要と認める工事
- (3) 当初設計金額が5,000万円以上の工事。ただし、次に掲げる工事を除く。
 - ア 維持、除草、除雪、区画線、植樹管理等の単純工事及び解体工事
 - イ 法面工事、舗装工事、土工が主体の工事、鋼橋製作・架設工事等の完成時に出来形、品質等の確認ができる工事（不可視部分がほとんどない工事）
 - ウ 現場での施工期間が4ヶ月未満の工事
 - エ その他工事監理課長が認めた工事
- (4) その他工事主管課長及び工事監理課長が必要と認める工事

(実施時期等)

第4条 中間検査は、完工検査又は出来高検査の実施時期及び当該工事の工程を考慮し、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期、部分使用が必要な時期等で行う。

2 実施時期は、監督職員が工事監理課長と協議の上、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえの確認を適切に実施できる施工段階を選定した時期とする。なお、主要工種についての検査時期は、別表のとおりする。

3 前条3号に規定する工事における中間検査の実施回数は、当初設計金額が2億円未満の工事は原則1回、当初設計金額が2億円以上の工事は原則2回行うものとし、その工事の重要度に応じて実施回数を増減できるものとする。なお、中間検査の実施時期と出来高検査の実施時期が重なる場合は、これを兼ねることができる。

(検査の内容)

第5条 中間検査は、検査の依頼があった該当部分の出来形を対象として、契約書及び設計図

書に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質（以下「出来形部分等」という。）の検査を行う。

（中間検査と完工、出来高検査との関係）

第6条 中間検査で確認した出来形部分等については、完工検査又は出来高検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や、受注者の管理状況等から再度の確認が必要な場合は、この限りでない。

2 中間検査の結果については、大津市企業局工事成績評定要綱に規定する完工検査の判定及び工事成績評定に反映させるものとする。

（中間検査と支払い）

第7条 中間検査は、該当部分の出来形について確認は行うが支払いの対象としない。

（検査の指定）

第8条 中間検査の対象工事は、原則として特記仕様書に記載するものとする。

（その他必要事項）

第9条 その他この要領に定めのない事項については、公営企業管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式という。」）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表(第4条関係)

工事種別等		対象物	時期
土 木 工 事	道路改良工事	横断構造物、土留め構造物が一部完成し、盛土の施工中の段階で実施し、これらの施工・出来形・品質状況を確認する。	工事進捗が 50%程度に達した時点
	築堤・護岸工事 (河川工事)	護岸工の基礎の埋戻し前で、ブロック張(積)工の施工途中の段階で実施し、これらの施工・出来形・品質状況を確認する。	工事進捗が 50%程度に達した時点
	水路工事 (管渠工・函渠工)	完成した部分の施工・出来形・品質状況を確認する。	工事進捗が 50%程度に達した時点
	橋梁下部工事	完成した基礎杭、施工中の基礎杭、橋脚本体と杭の連結等の施工・出来形・品質状況を確認する。	全下部基数の 50%程度の基礎工が完成した時点
	橋梁上部工事	完成した桁及び製作途中の桁の施工・出来形・品質状況を確認する。	全ポステン桁数の 30%程度が完成した時点
	構造物工事	基礎杭がある場合は、橋梁下部工事に準じ、基礎杭がない場合は、本体工の施工・出来形・品質状況(基礎面の処理、配筋等)を確認する。	基礎杭がある場合は、橋梁下部工事に準じ、基礎杭がない場合は、工事進捗が 50%程度に達した時点
	管布設工事 (推進工・シールド)	完成した部分の施工・出来形・品質状況を確認する。	工事進捗が 50%程度に達した時点、シールド工事における一次覆工が完成した時点
	管布設工事 (開削工)	完成した部分の施工・出来形・品質状況を確認する。	工事進捗が 50%程度に達した時点
	その他工事	完了した部分の施工・出来形・品質状況を確認する。	工事進捗が 50%程度に達した時点
電 気 設 備 工 ・ 建 築 ・ 機 械 ・	建築工事(新築)	完了した部分の施工・出来形・品質状況を確認する。	工事進捗が 50%程度に達した時点かつ内部造作着工前又は壁下地完了時

	建築工事（改修）	完了した部分の施工・出来形・品質状況を確認する。	工事進捗が 50%程度に達した時点かつ外壁下地補修工事中又は完了時
--	----------	--------------------------	-----------------------------------

建築・機械・電気設備工事	機械設備工事	完了した部分の施工・出来形・品質状況を確認する。	工事進捗が 50%程度に達した時点又は主要な機器類の据付工事中段階若しくは据付直後
	電気設備工事	完了した部分の施工・出来形・品質状況を確認する。	工事進捗が 50%程度に達した時点、主要な機器類の据付工事中段階若しくは据付直後又は配管完了、入線完了若しくは防露工事完了の段階

※ 中間検査が 1 回の場合を想定したものであり、複数回の中間検査を実施する場合は、別途検査対象時期等を考慮する。

備考

- (1) 第 3 条第 1 号に該当する工事
完成時に不可視となる部分の施工が完了した時点とし、対象物は上記表によるものとする。
- (2) 第 3 条第 2 号に該当する工事
部分使用が必要となる時点とし、対象物は上記表によるものとする。
- (3) 第 3 条第 3 号に該当する工事
時期、対象物ともに、上記表を標準とする。
- (4) 第 3 条第 4 号に該当する工事
工事主管課長と工事監理課長が協議した上、決定した時点とし、対象物は上記表によるものとする。